

宮城県公報

行 城 宮
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一

○肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(みやぎ米推進課)

一

告 示

○国土調査の成果の認証

(地域振興課)

一

○県営土地改良事業換地計画の縦覧(八件)

(農村整備課)

二

○道路の区域変更

(道路課)

四

○土地区画整理組合の理事についての届出

(都市計画課)

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

四

規 則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十五号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゆう破裂(解離性大動脈りゆうを含む。)」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十六号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則(昭和五十九年宮城県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

別表を削る。

別記様式中「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の規定による別記様式とみなす。

告 示

○宮城県告示第七百八十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

柴田町

二 調査を行った時期

平成二十一年度から平成二十二年度まで

三 成果の名称

柴田町の地籍図及び地籍簿
四 調査を行った地域

柴田郡柴田町大字船迫字太田、同字田小路前、同大字小成田字坂向、同大字成田字三谷、同字金
光楽

五 認証年月日

令和三年十月二十七日

○宮城県告示第七百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業
業奥松島地区（宮戸B工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条
第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十
七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を
することができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定めら
れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、仙台地方裁判所に換地
計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十一月八日から令和三年十二月七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事
業奥松島地区（宮戸1分区分）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七
条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十
七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を
することができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定めら
れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、仙台地方裁判所に換地

計画の取消しの訴えを提起することができる。
令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十一月八日から令和三年十二月七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事
業奥松島地区（宮戸3分区分）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七
条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八
十条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を
することができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定めら
れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地
計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十一月八日から令和三年十二月七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事
業奥松島地区（宮戸4分区分）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七
条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十一月八日から令和三年十二月七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業奥松島地区（宮戸5分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十一月八日から令和三年十二月七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

業奥松島地区（宮戸6分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十一月八日から令和三年十二月七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業奥松島地区（宮戸10分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十一月八日から令和三年十二月七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業奥松島地区（宮戸11分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十一月八日から令和三年十二月七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十一月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類

二 道路 線 名 塩釜七ヶ浜多賀城線

三 道路の区域

変 更 の 区 間

変更の前後 (メートル) 敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長

多賀城市笠神二丁目一四三番三地先から
同市笠神二丁目一四三番一地先まで

前	一八・五 二九・〇	一八・七
後	一八・〇 一九・〇	一八・七

○宮城県告示第七百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷市成田二期東土地区画整理組合

二 事務所の所在地

富谷市成田一丁目四番地七十五

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

堀 俊 明 大阪市北区中之島三丁目三番二十三号

安 藤 数 司 富谷市日吉台二丁目十七番地十五ヴェルム二〇一

安 藤 数 男 富谷市西成田長柴一番十六番地

根 来 賢 晴 富谷市西成田長柴一番七番地

庄 司 弘 富谷市西成田屋敷添四番地

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城郡松島町高城字明神四五番一、六番一、七番一、八番一、九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社